

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認岡山地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 6件

厚生年金関係 6件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 3件

国民年金関係 2件

厚生年金関係 1件

## 岡山厚生年金 事案 1703

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和50年7月25日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年7月25日から同年8月11日まで

C社からグループ企業であるA社に移籍した際の被保険者期間に未加入期間が存在するが、同期間においても継続して勤務し、厚生年金保険料を控除されていたと思うので年金記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び同僚の証言から判断すると、申立人は、申立期間においてA社に継続して勤務し（昭和50年7月25日にC社からA社に移籍）、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和50年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、12万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 岡山厚生年金 事案 1704

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和50年7月25日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を10万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年7月25日から同年8月11日まで

C社からグループ企業であるA社に移籍した際の被保険者期間に未加入期間が存在するが、同期間においても継続して勤務し、厚生年金保険料を控除されていたと思うので年金記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び同僚の証言から判断すると、申立人は、申立期間において申立てに係るグループ会社に継続して勤務し(昭和50年7月25日にC社からA社に移籍)、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和50年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、10万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和50年7月25日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年7月25日から同年8月11日まで

C社からグループ企業であるA社に移籍した際の被保険者期間に未加入期間が存在するが、同期間においても継続して勤務し、厚生年金保険料を控除されていたと思うので年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び同僚の証言から判断すると、申立人は、申立期間において申立てに係るグループ会社に継続して勤務し(昭和50年7月25日にC社からA社に移籍)、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和50年8月の社会保険事務所(当時)の記録から、7万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 岡山厚生年金 事案 1706

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和50年7月25日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を10万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年7月25日から同年8月11日まで

C社からグループ企業であるA社に移籍した際の被保険者期間に未加入期間が存在するが、同期間においても継続して勤務し、厚生年金保険料を控除されていたと思うので年金記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び同僚の証言から判断すると、申立人は、申立期間において申立てに係るグループ会社に継続して勤務し(昭和50年7月25日にC社からA社に移籍)、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和50年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、10万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和59年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和35年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年3月31日から同年4月1日まで

C地でD社に就職し、すぐに子会社に出向になりE地で勤務した。厚生年金保険の記録はその後本社に戻ったようになっているが、途中、所属の変更があったものの昭和60年に退職するまでE地で勤務していた。出向してから退職するまで継続してE地で勤務していたのだから、申立期間の厚生年金保険料を控除されていないはずはないので年金記録の訂正をしてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の加入記録から判断すると、申立人は、D社及び同社の関連会社であるA社に継続して勤務し（昭和59年4月1日にA社からD社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、オンライン記録（昭和59年2月の標準報酬月額）から、20万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和59年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを誤って記録するとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月分の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、

その後、納付されるべき保険料に充当された場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA事業所における厚生年金保険の資格取得日は昭和19年6月20日、資格喪失日は20年9月10日であると認められることから、申立人の資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、70円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年6月20日から23年3月頃まで

夫が死亡したため年金事務所において手続をしたところ、A事業所における厚生年金保険の加入記録が判明したが、昭和19年6月20日の資格取得日は確認できたものの、資格喪失日が確認できない旨の回答であった。申立期間は結婚前の期間であり、夫の兄弟も既に死亡しているため詳細は分からないが、調査をして年金記録を訂正してほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

1 厚生年金保険被保険者台帳及び厚生年金保険被保険者名簿(連名簿)から、申立人の旧姓と同姓同名で生年月日が一致する被保険者記録(資格取得日は昭和19年6月20日、資格喪失日は未記載)が確認でき、当該被保険者記録は基礎年金番号に統合されていない記録とされている。

また、申立人の妻は、結婚前の申立人の居住地の近くにA事業所があった旨供述している上、改製原戸籍から申立人はB地において出生していることが確認できるところ、同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている所在地(B地)と一致することから、上記の基礎年金番号に統合されていない記録は、申立人の被保険者記録であると認められる。

一方、厚生年金保険被保険者名簿(連名簿)及びA事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における同僚(当時)の資格喪失日から、申立人は、昭和20年1月1日時点において同事業所に在籍していたものと推認で

き、C県保健福祉部が発行する履歴書から、申立人は同月4日にD事業所に就職していることが確認できることから、申立人がこの間に厚生年金保険の被保険者としての資格を喪失していたとは考え難いことから、申立人は退職日の前日まで被保険者としての資格を有していたと認められる。

また、当時の厚生年金保険法第59条の2では、昭和19年10月1日から22年5月2日までに被保険者がD事業所に徴集又は召集された期間については、その厚生年金保険料を被保険者及び事業主共に全額を免除し、被保険者期間として算入する旨規定されている。

したがって、申立人がD事業所に召集されていた期間については、仮に被保険者としての届出が行われておらず、厚生年金保険法第75条の規定による、時効によって消滅した保険料に係る期間であっても、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とすべきであるものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人のA事業所における資格取得日は昭和19年6月20日、資格喪失日は履歴書の退職日から20年9月10日とすることが妥当である。

また、当該期間の標準報酬月額については、厚生年金保険被保険者台帳及び厚生年金保険被保険者名簿（連名簿）の記録から、70円とすることが妥当である。

2 申立期間のうち、昭和20年9月10日から23年3月頃までの期間について、A事業所は、24年6月に適用事業所ではなくなっている上、事業主を特定することができないことから、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人の妻は、申立人が結婚前にA事業所に勤務していたことは知らなかった旨供述しており、同僚を特定することができないことから、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 岡山国民年金 事案 999

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 8 月から 56 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 8 月から 56 年 3 月まで

昭和 54 年 8 月に会社を退職し、約 1 年が経過した頃、母親に勧められ、国民年金加入手続を行い、その時点で未納とされていた期間の保険料を全て納付したにもかかわらず、加入当初の期間が未納期間とされているため、年金記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 54 年 8 月に会社を退職し、約 1 年経過後に国民年金加入手続を行ったと供述しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 59 年 4 月 11 日に払い出されており、申立人は、この頃に国民年金に加入したものと推認できる。

また、申立人は、国民年金の加入手続を行った際、それまで未納であった国民年金保険料約 21 万円をまとめて納付し、その後の保険料は定期的に納付していたとしているところ、A 市が保管する国民年金被保険者名簿及び申立人の所持する国民年金保険料領収書から、申立期間直後の昭和 56 年 4 月から 58 年 3 月までの保険料は 59 年 3 月 12 日に、58 年 4 月から 59 年 3 月までの保険料は 59 年 4 月 10 日に、同年 4 月から同年 6 月までの保険料は同年 4 月 19 日に、いずれも国民年金手帳記号番号が払い出された日から近い時期に納付されていることが確認でき、当該期間の保険料の総額は 20 万 5,260 円と申立人の記憶する加入手続時に支払った保険料額 21 万円と符合する上、同年 7 月以降の保険料が、その後定期的に納付されていることが確認できることを踏まえると、申立人がまとめて納付したとする国民年金保険料は、当該期間に係る保険料であったと考えるのが自然である。

さらに、申立人が記憶する国民年金の加入手続時期において、納付可能であった保険料は、申立期間である 54 年 8 月から 56 年 3 月に係る保険料となるが、当該期間に係る保険料の総額は 7 万 1,640 円であり、申立人が加入手続時に支払ったと主張する保険料額と相違する。

加えて、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、これが納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 岡山国民年金 事案 1000

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 9 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 28 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 9 月から 53 年 3 月まで  
私が 20 歳になったとき、母が国民年金の加入手続を行ってくれ、A 銀行 B 支店で 3 か月ごとに国民年金保険料を納付してくれていた。未納となっている申立期間の年金記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 53 年 7 月に払い出されており、申立人は、この頃に国民年金に加入したものと推認されるが、この時点では、申立期間の一部（昭和 48 年 9 月から 51 年 3 月まで）の国民年金保険料は時効により納付することができない上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は国民年金の加入手続及び申立期間の保険料納付に関与しておらず、これを行ったとする母親から事情を聴取することはできないため、申立人の申立期間における国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は明らかでない。

さらに、申立人の国民年金保険料が納付されていたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 岡山厚生年金 事案 1707

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 53 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 12 月 13 日

A社から受け取った冬季賞与明細表によれば、平成 16 年 12 月 13 日に賞与が 3 万円支給されていることが確認できるので、年金記録を追加してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、事業主により賞与から保険料控除が行われていることが必要である。

2 申立人が所持する冬季賞与明細表によれば、申立人は、申立期間について、事業主から 3 万円の賞与を支給されていたことが確認できるものの、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料が、事業主により賞与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。